

## 3M COMPANY【A2810】

## (3M Company)

を保有されている投資家の皆様へ

## 一子会社株式分配（スピノフ）＜分配株式の売却・入庫の選択＞のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、3M COMPANYの子会社のスピノフ（分離・独立）につきまして、分配される株式の売却または入庫の選択についてご案内申し上げます。

つきましては、受取方法をご選択のうえ、2024年4月19日（金）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様のご回答がない場合は、下記第10項「(1) 分配株式の売却」をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

## 記

- スピノフの内容 : 3M COMPANYが、同社のヘルスケア事業の Solventum Corporation をスピノフ（分離・独立）する。
- 分配比率 : 保有する 3M COMPANY 株式 4 株につき **SOLVENTUM 株式 (A7469)** 1 株の分配。  
(前回通知 : Solventum Corporation の株式 (大和コード未定) )
- 現地権利落日 : 2024年4月1日
- 現地分配開始日 : 2024年4月1日
- 課税関係 : 現地 : **源泉徴収課税なし**  
(前回通知 : 未定 (源泉徴収課税対象となる場合があります))  
国内 : **分配株式の全額 (「配当所得」に該当) に対して源泉徴収課税あり**  
(前回通知 : 未定 (源泉徴収課税対象となる場合があります))
- 国内配当課税単価 : 69.10 米ドル  
※売却単価ではありません。国内源泉税額の計算に用いる単価となります。  
(分配株式 1 株当たりの国内配当課税単価)
- 税額計算用為替単価 : 150.43 円/米ドル  
※現地分配開始日 (2024年4月1日) における対米ドル TTB レート
- 国内課税標準額 (円貨) (=税率を掛ける基準となる金額) :

	計算式
国内課税標準額 (円貨)	SOLVENTUM 株式分配株数 × 69.10 米ドル × 150.43 円/米ドル (※1) (※2) (※3) (※1) 3M COMPANY 株式権利付株数 ÷ 4 (※2) SOLVENTUM 株式 1 株当たりの国内配当課税単価 (※3) 現地分配開始日における対米ドル TTB レート

9. 国内源泉税額 : 国内所得税額と地方税額の合計

計算式 (※個人かつ居住者のお客様の場合)	
国内源泉税額 (円貨)	国内源泉税額 (円貨) = 国内課税標準額 × 15.315% + 国内課税標準額 × 5%
国内源泉税額 (外貨)	国内源泉税額 (外貨) = 国内課税標準額 × 15.315% ÷ 150.43 + 国内課税標準額 × 5% ÷ 150.43

※国内源泉税の税率は、お客様の口座の個人法人の別、および居住者/海外転出者の別によって異なります。

10. お客様にご選択いただく受取方法:

- (1) 「売却」国内源泉税額を差し引いた後の売却代金を受け取る
- (2) 「入庫」国内源泉税額を別途支払った上で分配株式を受け取る

※分配される SOLVENTUM 株式に 1 株未満部分が発生する場合、その端株については自動的に売却の上、国内源泉税額を控除した金額をお支払いいたします。

		売却を選択した場合 (1 株未満部分含む)	入庫を選択した場合
入金/入庫予定日		2024 年 5 月上旬予定	2024 年 5 月 2 日
売却時の売却単価		未定 (2024 年 4 月下旬の株価となる 予定)	—
特定口座対応		不可	不可 (特定口座非対象残高)
NISA 口座取り扱い		NISA 口座に入金 (1 株未満部分の売却代金は 主口座に入金)	主口座に入庫
配当所得 に対する課税 (※)	配当所得の課税計算 に用いる単価	69.10 米ドル	69.10 米ドル
	国内源泉税額	売却代金から控除	別途、口座から出金
	税額徴収予定日	入金予定日と同日	入庫予定日と同日
	税額徴収時の 支払通貨	外国株式の配当金と同様	円貨にて徴収
配当所得に係る 確定申告		不要 (源泉徴収済み)	不要 (源泉徴収済み)
譲渡所得 に対する課税 (※)	譲渡所得の課税計算 に用いる売却単価	未定 (2024 年 4 月下旬の株価となる 予定)	未定 (将来お客様が売却された時 の単価)
	譲渡所得に係る 確定申告	要	要 (分配株式の売却後)

(※) 本子会社株式分配で分配される SOLVENTUM 株式の取得は、分配される全額が配当所得とみなされ配当課税が発生します。加えて SOLVENTUM 株式を売却する際には譲渡益課税が発生しますが、特定口座上で源泉徴収が行われないため、別途確定申告が必要となります。

・受取通貨について:

- ・受取通貨 (円貨または外貨) は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
- ・具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
  - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
  - ②外国株式配当金等にて外貨 MMF の自動買付を申し込まれているお客様
  - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
- ・受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。

11. 受取方法の選択期限 : 2024年4月19日(金)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。なお、期限までに選択のご回答がない場合は、上記第10項「(1) 分配株式の売却」をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

12. その他

: **SOLVENTUM 株式**は、現地2024年3月26日付でニューヨーク証券取引所に上場しています。

(前回通知 : Solventum Corporation の株式 (大和コード未定) )

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以 上

大和証券株式会社